平成30年度「ねんきん定期便」（受給者）
平成30年４月～

「ねんきん定期便」をお送りします。

「ねんきん定期便」は、国民年金および厚生年金保険に加入している皆さまに、年金加入記録をご確認いただくとともに、年金制度に対するご理解を深めていただくことを目的として、年金加入期間や老齢年金の見込額などに関する情報をお送りするものです。

お知らせした年金加入記録に「もれ」や「誤り」がある場合は、同封の「年金加入記録回答票」でご回答ください（「もれ」や「誤り」がない場合は、ご回答いただく必要はありません）。

同封の書類

○ねんきん定期便

- 「これまでの年金加入期間」、
  「【参考】これまでの保険料納付額（累計額）」…… C－１ページ
- これまでの『年金加入履歴』…… C－２ページ
- これまでの厚生年金保険における標準報酬月額などの月別状況 …… C－３厚ページ
  （厚生年金保険の加入履歴がある方のみ同封しています。）
- これまでの国民年金保険料の納付状況…… C－３国ページ
  （国民年金の加入履歴がある方のみ同封しています。）

○「ねんきん定期便」の見方ガイド

○年金加入記録回答票、返信用封筒

お客様の照会番号	

（お問い合わせの際は、照会番号をお知らせください。）

「ねんきん定期便」には個人情報が記載されていますので、大切に保管してください。

お客様へのお知らせ

日本年金機構
Japan Pension Service

「ねんきんネット」のご利用登録はとっても簡単！

◇インターネットサービス「ねんきんネット」をご利用いただくことにより、24時間いつでも、ご自宅のパソコンやスマートフォンで、すべての期間の年金加入記録を確認できます。

◇今後の年金制度への加入予定などを入力して年金見込額を簡単に試算でき、将来の生活設計に役立てることができます。

◇電子版「ねんきん定期便」は「ねんきんネット」でいつでも確認できます。また、ダウンロード機能など保存に便利なため、日本年金機構では電子版「ねんきん定期便」を推奨しています。ぜひ、「ねんきんネット」をご利用いただき、紙の「ねんきん定期便」から電子版「ねんきん定期便」へ切替えをお願いします。

◇下記の「お客様のアクセスキー」を使えば、ユーザＩＤをインターネットで即時発行できます。ぜひご登録ください。

お客様のアクセスキー	

（有効期限：本状到着後３カ月）

まずは、 ねんきんネット 検索

http://www.nenkin.go.jp/n_net/

◇「ねんきんネット」ホームページでは、利用方法や各機能の説明など、見やすくわかりやすく紹介しています。
ぜひ、ご覧ください。

スマートフォンでの
ご利用登録は、こちらから

「ねんきんネット」のご利用登録は、
こちらのボタンから

◇必要事項を入力！
- アクセスキー
- 基礎年金番号
- メールアドレス
- お客様の情報（氏名・生年月日）などを入力！

◇登録したメールアドレスへ、「ねんきんネット」ユーザID確認用URLが送信されます。
確認用URLをクリックして、ユーザIDを確認！

注意事項

1　すでに「ねんきんネット」のご利用登録がお済みの方も、ユーザIDやパスワードをお忘れの場合は、再度ご利用登録をお願いします。

2　基礎年金番号は「年金手帳」、「年金証書」や平成28年度にお送りした「ねんきん定期便」などに記載されている10ケタの番号です。
「年金手帳」や「年金証書」をお持ちでない場合は、年金事務所や街角の年金相談センターで「年金手帳」や「年金証書」を再発行することができます。

ねんきん定期便

様の「ねんきん定期便」です。

この「ねんきん定期便」は、下記の時点で作成しており、
平成　　年　　月までの年金加入記録を表示しています。

日本年金機構
Japan Pension Service
〒168-8505
東京都杉並区高井戸西３丁目５番２４号

国民年金および一般厚生年金期間	公務員厚生年金期間（国家公務員・地方公務員）	私学共済厚生年金期間（私立学校の教職員）
平成　年　月　日	平成　年　月　日	平成　年　月　日

照会番号	公務員共済の加入者番号	私学共済の加入者番号

（お問い合わせの際は、照会番号をお知らせください。）

このお知らせの見方については、見方ガイドの２～３ページをご覧ください。

１．これまでの年金加入期間

国民年金（a）			船員保険（c）	年金加入期間　合計（未納月数を除く）	合算対象期間等（うち特定期間）	受給資格期間
第１号被保険者（未納月数を除く）	第３号被保険者	国民年金　計（未納月数を除く）		（a＋b＋c）	（d）	（a＋b＋c＋d）
月	月	月	月			
厚生年金保険（b）				月	月	月
一般厚生年金	公務員厚生年金（国家公務員・地方公務員）	私学共済厚生年金（私立学校の教職員）	厚生年金保険　計		（　月）	
月	月	月	月			

【参考】これまでの保険料納付額（累計額）

（１）国民年金	国民年金保険料（第１号被保険者期間）
	円
（２）厚生年金保険	厚生年金保険料（被保険者負担額）
一般厚生年金期間	円
公務員厚生年金期間（国家公務員・地方公務員）	円
私学共済厚生年金期間（私立学校の教職員）	円
これまでの保険料納付額【（１）＋（２）】	円

【 備 考 欄 】

※このマークは音声コードです。
目の不自由な方に、ご自身の年金加入記録に関する情報を音声でご案内します。

2016**********Z

これまでの『年金加入履歴』

表示している『年金加入履歴』に「もれ」や「誤り」がないかご確認ください。
（このお知らせの見方については、見方ガイドの４～７ページをご覧ください。）

①番号	②加入制度	③お勤め先の名称等	④資格を取得した年月日	⑤資格を失った年月日	⑥加入月数

⑦国民年金（a）										⑧船員保険（c）	
納付済月数	全額免除月数	半額免除月数	４分の３免除月数	４分の１免除月数	学特等月数（うち猶予）	第３号月数	納付済等月数　計	付加保険料納付済月数（再掲）	未納月数（※）	加入月数	加入期間
					（　　）			（　　）			

⑨厚生年金保険（b）								⑩年金加入期間合計（未納月数を除く）	⑪合算対象期間等（うち特定期間）	⑫受給資格期間
一般厚生年金(厚年)		公務員厚生年金(公共)		私学共済厚生年金(私学)		厚生年金保険　計				
加入月数（基金）	加入期間（基金）	加入月数（経過的職域）	加入期間（経過的職域）	加入月数（経過的職域）	加入期間（経過的職域）	加入月数（基金）（経過的職域）	加入期間（基金）（経過的職域）	（a＋b＋c）	（d）	（a+b+c+d）
（　　）	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）	（　　） （　　）	（　　） （　　）		（　　）	

※納付期限内に保険料を納めた場合であっても（口座振替も同様）、情報が反映されるまで最大３週間程度かかることがあるため、「未納月数」に含まれている場合があります。

これまでの厚生年金保険における標準報酬月額などの月別状況

表示している金額が当時の報酬と大幅に相違していないかご確認ください。
（このお知らせの見方については、見方ガイドの８～９ページをご覧ください。）

年度	種別	標準報酬月額と保険料納付額の月別状況											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
※ブランク（空白）となっている月は、厚生年金保険に加入していないことを示します。なお、国民年金に加入している月の場合も、同様にブランクで示されますので、C－2の『年金加入履歴』とあわせてご確認ください。													
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												

これまでの国民年金保険料の納付状況

表示している納付状況に「誤り」がないかご確認ください。

（このお知らせの見方については、見方ガイドの１０～１１ページをご覧ください。）

年度	納付済月数等の内訳				⑤ 未納	⑥ 合算対象期間等	月別納付状況											
	① 納付	② 免除	③ 学生納付特例等	④ 計			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

※昭和５１年以前の国民年金保険料の納付状況の一部については、年度単位で管理しているものがあり、各月毎の納付状況が確認できない場合があります。その場合の月別納付状況欄は「＊＊＊」が表示されます。

日本年金機構ホームページのご案内

「ねんきん定期便」の見方、年金事務所の所在地などについては、**日本年金機構のホームページ（http://www.nenkin.go.jp/）**をご覧ください。

電子版「ねんきん定期便」をご利用ください。

○「ねんきんネット」では、いつでもご自宅のパソコンなどで電子版「ねんきん定期便」が確認できます。

○ダウンロード機能など保存に便利なため、日本年金機構では、「ねんきん定期便」の郵送に代えて、電子版「ねんきん定期便」のご利用を推奨しています。
ぜひ、「ねんきんネット」をご利用いただき、紙の「ねんきん定期便」から電子版「ねんきん定期便」へ切替えをお願いします。
なお、電子版「ねんきん定期便」をご利用のお客様であっても、節目年齢（35歳、45歳、59歳）では、これまでどおり書面の「ねんきん定期便」を郵送します。
ご理解とご協力をお願いします。

○スマートフォンでのご利用登録は、こちらから　QRコード

あなたの年金　簡単便利な　ねんきんネットで！

○**「ねんきんネット」ホームページ（http://www.nenkin.go.jp/n_net/）**では、機能や活用シーンを紹介する昔ばなし風アニメーション動画を配信しています。
ぜひ、ご覧ください。

ねんきん太郎
「ねんきんネット」マスコット

「ねんきんネット」に関するお問い合わせは
『ねんきん定期便・ねんきんネット等専用ダイヤル』へ

ナビダイヤル **0570-058-555**

※お客様の電話番号が050から始まる場合は、
03-6700-1144 へお電話ください。

お問い合わせの際は、C―１ページの照会番号、基礎年金番号または個人番号をお知らせください。

【受付時間】月～金曜日：午前９時～午後７時まで
第２土曜日：午前９時～午後５時まで
※祝日、１２月２９日～１月３日は、ご利用いただけません。

～障害年金をご存じですか～

障害年金は、年金加入中の病気やけがによって生活や仕事などが制限されるようになった場合に、現役世代の方も含めて請求することができます。

【障害年金の対象となる病気やけが】
眼、聴覚、手足の障害などの外部障害のほか、精神障害やがん、糖尿病、心疾患、腎疾患などの内部障害も対象となります。

【障害年金の種類】
病気やけがで初めて医師の診療を受けた日（初診日）において、国民年金に加入中の方は国民年金から「障害基礎年金」を受け取ることができます。
※20歳前に初診日がある病気やけがも「障害基礎年金」の対象となります。

障害基礎年金	1級	月額　約81,200円 (平成30年度)
障害基礎年金	2級	月額　約64,900円

初診日において、会社などにお勤めの方は、厚生年金保険に加入していた期間の長さや給料に応じて、「障害厚生年金」を受け取ることができます。
※「障害厚生年金」は、1級から3級まであり、障害の程度が1級または2級の場合、「障害基礎年金」に加え「障害厚生年金」が上乗せされます。

障害年金を受け取るための要件は、障害の程度が国の定める基準以上であることに加え、保険料の納付状況、年齢などがあります。
詳細は下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】
具体的な請求に関するお問い合わせは、お近くの年金事務所、街角の年金相談センターにご相談ください。

日本年金機構のホームページもご利用ください。

http://www.nenkin.go.jp/

障害年金の概要、全国の年金事務所の所在地と電話番号などがご確認いただけます。
また、手話や字幕を用い、障害年金について説明した動画もご用意しています。

障害年金の制度に関する一般的なお問い合わせは「ねんきんダイヤル」をご利用ください。
窓口での年金相談・お手続きには、予約相談をご利用ください。予約のお申し込みは「ねんきんダイヤル」へ！

ナビダイヤル®
【ねんきんダイヤル】
0570-05-1165
※050で始まる電話でおかけになる場合は、
03-6700-1165　へお電話ください。

年金相談・お手続きの際は予約のうえ来訪願います。
【受付時間】月　曜　日　午前８時３０分～午後７時
火～金曜日　午前８時３０分～午後５時１５分
第２土曜日　午前９時３０分～午後４時
※月曜日が祝日の場合は、翌開所日に午後7時まで相談をお受けします。
※祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

年金加入記録に「もれ」や「誤り」があった場合の手続きの流れ

お知らせした年金加入記録を十分にご確認ください。
・「ねんきん定期便」の見方は、２～１１ページをご覧ください。

「もれ」や「誤り」が<u>ある</u>

「もれ」や「誤り」が<u>ない</u>

ご回答いただく必要はありません。

「年金加入記録回答票」を記入してください。
・記入方法は「年金加入記録回答票」の裏面をご覧ください。

「年金加入記録回答票」を返送してください。
・同封の返信用封筒に「年金加入記録回答票」を入れ、ポストに投函してください。

日本年金機構において年金加入記録の調査・確認を行います。
・調査・確認の結果をお送りするまでに一定期間がかかりますことをご容赦ください。

年金加入記録の統合（確認完了）

お問い合わせ先

『ねんきん定期便・ねんきんネット等専用ダイヤル』

ナビダイヤル

0570-058-555　※お客様の電話番号が050で始まる場合は **<u>03</u>-6700-1144**（一般電話）

【受付時間】月～金曜日：午前９時～午後７時まで
第２土曜日：午前９時～午後５時まで
※祝日、１２月２９日～１月３日はご利用いただけません。

お問い合わせの際は、「ねんきん定期便」（C－１ページ）の照会番号、
基礎年金番号または個人番号をお知らせください。

ご利用にあたっての留意事項

・ナビダイヤルは、一般の固定電話からおかけになる場合は、全国どこからでも市内通話料金でご利用できます。
ただし、**<u>一般固定電話以外（携帯電話等）からおかけになる場合は、通常の通話料金となります。</u>**
・「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番を付けて間違い電話になるケースが発生しています。
おかけ間違いのないよう、ご注意ください。
・月曜日などの休日明けやお手元に通知書が届いた直後（５日間程度）は、電話がつながりにくくなります。
週の後半や月の後半はつながりやすくなっています。
・オンライン端末の稼働時間によっては、ご照会の回答が翌日以降になる場合があります。

2016**********Z

「ねんきん定期便」の見方ガイド（老齢年金受給者）

このパンフレットは「ねんきん定期便」をご覧になるときにご参照ください。
また、お送りした「ねんきん定期便」は、大切に保管しておいてください。

被用者年金制度の一元化について

平成２７年１０月１日に「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」（平成２４年法律第６３号）が施行されました。同日以降、会社員・公務員の区別なく、同額の報酬であれば同額の保険料を負担し、同額の公的年金給付を受け取るという公平性を確保することで、公的年金全体に対する国民の信頼を高めるため、厚生年金保険制度に公務員および私立学校の教職員も加入することとなりました。

※被用者年金制度の一元化後は、現に加入している（または最後に加入していた）公的年金制度とその被保険者種別に応じて、各実施機関から「ねんきん定期便」をお送りします。

公的年金制度と被保険者種別	「ねんきん定期便」を送付する実施機関
国民年金の第１号被保険者および第３号被保険者	日本年金機構（厚生労働大臣から受託）
厚生年金保険の一般厚生年金被保険者	
厚生年金保険の国共済厚生年金被保険者（国家公務員共済組合の組合員）	国家公務員共済組合連合会
厚生年金保険の地共済厚生年金被保険者（地方公務員共済組合の組合員）	地方職員共済組合（地方共済事務局・団体共済部）、公立学校共済組合、警察共済組合、東京都職員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会（市町村職員共済組合、都市職員共済組合、指定都市職員共済組合）
厚生年金保険の私学共済厚生年金被保険者（私立学校教職員共済制度の加入者）	日本私立学校振興・共済事業団

ご自身の年金加入記録に「もれ」や「誤り」はありませんか？

これまで、皆さまに「ねんきん特別便」や「ねんきん定期便」などのお知らせをご確認いただき、「もれ」や「誤り」がある旨ご回答いただいた方のうち、多くの方の年金加入記録が回復しています。

お勤めされていた期間が短期間であっても、年金の受け取りに結び付く可能性があります。

ご自身の年金加入記録をご確認いただき、「もれ」や「誤り」があると思われる方は、「ねんきん定期便」に同封している「年金加入記録回答票」でご回答いただきますようお願いします。

「ねんきん定期便」の見方①

１．これまでの年金加入期間

ⓐ 「国民年金 第１号被保険者」欄

◆保険料を納めている期間および保険料が免除された期間の月数を表示しています。
※３／４免除など、保険料の一部が免除された期間は、免除後の残余の保険料を納めている場合に限り納付済月数に含まれます。

◆保険料を前納している期間は、この「ねんきん定期便」の作成年月日以降の期間であっても、納付済月数に含めて表示しています。

ⓑ 「国民年金 第３号被保険者」欄

◆現在、第３号被保険者の期間として登録されている月数を表示しています。

国民年金の第３号被保険者とは
・昭和６１年４月以降の期間で、年収が130万円未満で20歳以上60歳未満の方が、厚生年金保険（各共済組合制度を含みます。以下同じ）に加入している配偶者（第２号被保険者）に扶養されている場合、この方を「第３号被保険者」といいます。

・第３号被保険者の国民年金保険料は、配偶者（第２号被保険者）が加入している厚生年金保険が一括して負担しますので、個別に納めていただく必要はありません。

種別変更届の提出のお願い
・第３号被保険者の期間として登録されている期間であっても、次の期間は第１号被保険者に該当します。
　・配偶者が厚生年金保険の被保険者の資格を喪失していた期間
　・ご自身の収入が増加したことなどにより、配偶者の扶養から外れていた期間
　・配偶者が厚生年金保険の被保険者であるが６５歳以上（年金を受け取る権利がある方）の期間

・第１号被保険者に該当している場合は、住所地の市（区）町村の国民年金担当窓口へ種別変更の届出が必要となりますので、忘れずに届出してください。
※すでに種別変更の届出を行っていても、この「ねんきん定期便」の作成年月日までに国のシステムへの登録が間に合わなかったため、表示が異なっている場合があります。

特定期間該当届の提出のお願い
・実態は第１号被保険者であるが、上記の種別変更の届出が行われていないため、そのまま第３号被保険者として登録されている期間を「３号不整合期間」といいます。この期間は「保険料未納期間」として取り扱われます。

・この「３号不整合期間」のうち、これを訂正した時点において、国民年金保険料の徴収時効が成立して納められなくなった期間を、「時効消滅不整合期間」といいます。
※国民年金保険料は納付期限から２年を経過すると時効で納めることができません。

・「時効消滅不整合期間」がある場合は、「時効消滅不整合期間に係る特定期間該当届」を提出することにより、「特定期間」として受給資格期間に算入できるようになります。
お心当たりがある方は、年金事務所にお問い合わせください。

ⓒ 「合算対象期間等（うち特定期間）」欄

◆「合算対象期間」および「特定期間」の合計月数を表示しています。年金額には反映されませんが、受給資格期間に算入されます。

◆「合算対象期間」となる期間は複数ありますが、この「ねんきん定期便」では、国民年金に任意加入している期間のうち保険料を納めていない期間（任意加入未納期間）の月数を表示しています。

◆「特定期間」は、ご提出いただいた「時効消滅不整合期間に係る特定期間該当届」により、受給資格期間に算入される期間の月数を表示しています。

ねんきん定期便

日本年金機構
Japan Pension Service
〒168-8505
東京都杉並区高井戸西３丁目５番２４号

様の「ねんきん定期便」です。
この「ねんきん定期便」は、下記の時点で作成しており、
平成　年　月までの年金加入記録を表示しています。

国民年金および一般厚生年金期間	公務員厚生年金期間（国家公務員・地方公務員）	私学共済厚生年金期間（私立学校の教職員）
平成　年　月　日	平成　年　月　日	平成　年　月　日

照会番号	公務員共済の加入者番号	私学共済の加入者番号

（お問い合わせの際は、照会番号をお知らせください。）

このお知らせの見方については、見方ガイドの２～３ページをご覧ください。

１．これまでの年金加入期間

国民年金 第１号被保険者（未納月数を除く）	国民年金 第３号被保険者	国民年金 計（未納月数を除く）	船員保険（ｃ）	年金加入期間 合計（未納月数を除く）（ａ＋ｂ＋ｃ）	合算対象期間等（うち特定期間）（ｄ）	受給資格期間（ａ＋ｂ＋ｃ＋ｄ）
月	月	月	月	月	月（　月）	月

厚生年金保険（ｂ）						
一般厚生年金	公務員厚生年金（国家公務員・地方公務員）	私学共済厚生年金（私立学校の教職員）	厚生年金保険 計			
月	月	月	月			

【参考】これまでの保険料納付額（累計額）

（１）国民年金	国民年金保険料（第１号被保険者期間）
	円
（２）厚生年金保険	厚生年金保険料（被保険者負担額）
一般厚生年金期間	円
公務員厚生年金期間（国家公務員・地方公務員）	円
私学共済厚生年金期間（私立学校の教職員）	円
これまでの保険料納付額【（１）＋（２）】	円

【備考欄】

※このマークは音声コードです。目の不自由な方に、ご自身の年金加入記録に関する情報を音声でご案内します。

2016**********Z

C－１

ⓐ ⓑ ⓒ ⓓ ⓔ ⓕ

【参考】これまでの保険料納付額（累計額）

ⓓ 「（１）国民年金（第１号被保険者期間）」欄

◆下記の条件で、加入当時の保険料額を基に計算しています。

・付加保険料納付済期間は、付加保険料額を含めて計算しています。
・国民年金保険料の前納期間は、割引後の保険料額を基に計算しています。
・国民年金保険料の追納期間は、加算額を含めた保険料額を基に計算しています。
・国民年金保険料の一部免除（１／４免除、１／２免除および３／４免除）期間は、免除後の残余の保険料額を基に計算しています。

ⓔ 「（２）厚生年金保険」欄

◆下記の条件で、加入当時の報酬（標準報酬月額・標準賞与額）に、加入当時の保険料率（掛金率）を乗じて計算しています。

各欄共通
・被保険者負担額のみを計算しています。
※厚生年金保険料は、各被保険者の標準報酬月額・標準賞与額に保険料率を乗じて計算し、事業主と被保険者が折半して納めることになっています。被保険者負担額は、一般的には事業主が報酬または賞与から控除し、事業主がまとめて納めます。
※折半する際の１円未満の端数の取扱いは、お勤め先の会社などによって異なるため、この「ねんきん定期便」では、５０銭以下の端数は切り捨て、５０銭を超える端数は切り上げて計算しています。

・旧三公社（ＪＲ、ＪＴ、ＮＴＴ）共済組合の加入期間は、厚生年金保険へ統合された平成９年４月以降の保険料納付額のみを計算しています。

・旧農林共済組合の加入期間は、厚生年金保険へ統合された平成１４年４月以降の保険料納付額のみを計算しています。

「一般厚生年金期間」欄
・育児休業期間で、事業主からの届出により保険料が免除されている期間は、保険料納付額を計算していません。

・産前産後休業期間で、事業主からの届出により保険料が免除されている期間は、保険料納付額を計算していません。

・３歳未満の子の養育期間で、事業主からの届出により従前標準報酬月額のみなし措置（養育特例）を受けている期間は、みなし措置前の標準報酬月額（実際の標準報酬月額）を基に保険料納付額を計算しています。

・厚生年金基金の加入期間は、免除保険料（事業主が厚生年金基金に納める保険料）を除いた保険料納付額を計算しています。

「公務員厚生年金期間（国家公務員・地方公務員）」欄
・国家公務員共済組合の加入期間は、標準報酬制度が導入された昭和６１年４月以降の保険料納付額のみを計算しています。

・国家公務員共済組合の加入期間へ通算された旧三公社共済組合の加入期間は、保険料納付額を計算していません。

・地方公務員共済組合の加入期間は、地方公務員共済組合内で掛金率が統一された平成元年１２月以降の保険料納付額を計算しています。

・国家公務員から地方公務員に転職されている場合または地方公務員から国家公務員へ転職されている場合は、それぞれの期間について、上記の計算方法により保険料納付額を計算しています。

・国家公務員共済組合の加入期間で、養育特例を受けている月の保険料納付額は、みなし措置前の標準報酬月額（実際の標準報酬月額）を基に計算しています。

・地方公務員共済組合の加入期間で、養育特例を受けている月の保険料納付額は、みなし措置前の標準報酬月額（みなし標準報酬月額および掛金率）を基に計算しています。

「私学共済厚生年金期間（私立学校の教職員）」欄
・育児休業期間で、事業主および加入者からの届出により保険料が免除されている期間は、保険料納付額を計算していません。

・産前産後休業期間で、事業主および加入者からの届出により保険料が免除されている期間は、保険料納付額を計算していません。

・３歳未満の子の養育期間で、事業主からの届出により従前標準報酬月額のみなし措置（養育特例）を受けている期間は、みなし措置前の標準報酬月額（実際の標準報酬月額）を基に保険料納付額を計算しています。

ⓕ 【備考欄】

◆「退職一時金等返還見込額」が表示されている方は、老齢厚生年金を受け取る権利を有することとなった場合に、この退職一時金等返還見込額（退職一時金に利子相当額を加算した金額）を返還していただくことになります。
なお、この金額は、あくまで見込額であるため、実際に返還していただく金額と異なる場合があります。詳しくは、各共済組合等にお問い合わせください。

「これまでの『年金加入履歴』」の見方①

ⓐ 「②加入制度」欄

◆加入した年金制度を表示しています。

国年：国民年金
厚年：厚生年金保険
船保：船員保険
公共：公務員共済制度（国家公務員共済組合または地方公務員共済組合）
私学：私立学校教職員共済制度

ⓑ 「③お勤め先の名称等」欄

◆「②加入制度」欄が「国年」の場合は、被保険者の種別（下表参照）を表示しています。

種　別	該　当　者
第１号被保険者	日本国内にお住まいの２０歳以上６０歳未満の自営業者、農業・漁業者、学生および無職の方とその配偶者（厚生年金保険（共済組合を含む）に加入しておらず、第３号被保険者でない方）
第２号被保険者	厚生年金保険（共済組合を含む）に加入している方 ただし、６５歳以上で老齢基礎年金などを受ける権利を有している方は除きます。
第３号被保険者	第２号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者で、原則として年収が１３０万円未満の方

◆「②加入制度」欄が「厚年」または「船保」の場合は、お勤め先の会社名称（事業所名称）または船舶所有者名を表示しています。
- 年金加入記録を管理する国のシステム（社会保険オンラインシステム）にお勤め先の会社名称（事業所名称）または船舶所有者名が登録されていない場合には、それぞれ「厚生年金保険」または「船員保険」と表示しています。
- 厚生年金保険に統合された旧三公社（ＪＲ、ＪＴ、ＮＴＴ）共済組合や旧農林共済組合の加入期間は、加入当時の共済組合名を表示しています。

厚生年金基金の加入期間の表示

厚生年金保険の加入期間のうち、厚生年金基金に加入している期間をカッコ書きで表示しています。

≪厚生年金基金に関するお問い合わせ先≫

「厚生年金基金の加入期間が１０年未満」で脱退された方

▶企業年金連合会（企業年金コールセンター）　0570-02-2666（ナビダイヤル）
※お客様の電話番号が050で始まる場合は、03-5777-2666

「厚生年金基金の加入期間が１０年以上」で脱退された方または**「現在加入中」**の方

▶現在または当時のお勤め先の会社が加入している厚生年金基金

◆「②加入制度」欄が「公共」の場合は、「公務員共済」と表示しています。

◆「②加入制度」欄が「私学」の場合は、「私学共済」と表示しています。

これまでの『年金加入履歴』

表示されている『年金加入履歴』に「もれ」や「誤り」がないかご確認ください。
お知らせの見方については、見方ガイドのページをご参照ください。

ⓐ ⓑ ⓒ ⓓ ⓔ

①番号	②加入制度	③お勤め先の名称等	④資格を取得した年月日	⑤資格を失った年月日	⑥加入月数
1	厚年	厚生年金保険	平成 4. 4. 1	平成 5.10. 1	18
		（基金加入期間	平成 4. 4. 1	平成 5.10. 1	）
2	国年	第１号被保険者	平成 5.10. 1	平成 7. 4. 1	18
		（空いている期間があります。			）
3	厚年	東京株式会社	平成 7.10. 1	平成16. 4. 1	102
4	国年	第３号被保険者	平成16. 4. 1		156

⑦国民年金（a）										⑧船員保険（o）	
納付済月数	全額免除月数	半額免除月数	4分の3免除月数	4分の1免除月数	学特等月数（うち猶予）	第3号月数	納付済等月数 計	付加保険料納付済月数（再掲）	未納月数（※）	加入月数	加入期間
14	0	0	0	0	0 （ 0 ）	156	170	（ 0 ）	1	0	0

⑨厚生年金保険（b）								⑩年金加入期間合計（未納月数を除く）	⑪合算対象期間等（うち特定期間）	⑫受給資格期間
一般厚生年金(厚年)		公務員厚生年金(公共)		私学共済厚生年金(私学)		厚生年金保険 計				
加入月数（基金）	加入期間（基金）	加入月数（経過的職域）	加入期間（経過的職域）	加入月数（経過的職域）	加入期間（経過的職域）	加入月数（基金）（経過的職域）	加入期間（基金）（経過的職域）	（a+b+o）	（d）	（a+b+c+d）
120 （ 18 ）	120 （ 18 ）	0 （ 0 ）	0 （ 0 ）	0 （ 0 ）	0 （ 0 ）	120 （ 18 ） （ 0 ）	120 （ 18 ） （ 0 ）	290	3 （ 0 ）	293

※納付期限内に保険料を納めた場合であっても（口座振替も同様）、情報が反映されるまで最大３週間程度かかることがあるため、「未納月数」に含まれている場合があります。

Ｃ－２　／

2016**********Z

ⓒ 「④資格を取得した年月日」欄

◆年金制度に加入した年月日を表示しています。

ⓓ 「⑤資格を失った年月日」欄

◆年金制度に加入しなくなった年月日（退職した日などの翌日）を表示しています。
現在加入中の場合は、空欄となります。

ⓔ 「⑥加入月数」欄

◆「②加入制度」欄の年金制度ごとの加入月数を表示しています。
なお、被保険者の資格を失った年月日の属する月は、加入月数には算入されません。

◆「③お勤め先の名称等」欄が国民年金の「第１号被保険者」の場合は、国民年金保険料の納付済月数と未納月数の合計月数を表示しています。

◆現在加入中の年金制度の場合は、この「ねんきん定期便」の作成年月日の前々月までの月数を表示しています。

年金記録確認のチェックポイント

ア　年金加入履歴を表示している前の期間

イ　空いている期間

ウ　年金加入履歴を表示している後の期間

ア イ ウ の期間は、
特にご確認いただきたいポイントです。

以下の項目に該当するような場合は、
記録の「もれ」や「誤り」がある可能性が高くなります。

この期間 働いて いなかった	☑学生であったが国民年金に加入していた。 ☑夫（妻）の扶養家族であったが、国民年金に加入していた（昭和６１年３月以前に限ります）。
この期間 働いていた	☑退職後、結婚し姓が変わった。 ☑いろいろな名前の読み方がある。 ☑事情があって本名とは異なる名前で勤めた（異なる名前で記録されている可能性があります）。 ☑事情があって本来の生年月日とは異なる生年月日で勤めた（異なる生年月日で記録されている可能性があります）。 ☑転職のたびに年金手帳が発行された（年金手帳を一つにまとめる手続きをしていないと記録がもれている可能性があります）。 ☑同じ会社（グループ）内で転勤や出向を繰り返していた。 ☑勤務先の会社が、その後、合併、社名変更、倒産した。 ☑試用期間中に退職した。 ☑保険の外交員、期間工などとして勤めていた。

お心当たりがある方は、思い当たる内容について、同封の「年金加入記録回答票」に記入し、返信用封筒で返送していただくか、お近くの年金事務所にお問い合わせください。

「これまでの『年金加入履歴』」の見方②

これまでの『年金加入履歴』
表示している『年金加入履歴』に「もれ」や「誤り」がないかご確認ください。
（このお知らせの見方については、見方ガイドの６～９ページをご覧ください。）

番号	②加入制度	③お勤め先の名称等	④資格を取得した年月日	⑤資格を失った年月日	⑥加入月数
ア 1	厚年	厚生年金保険	平成 4. 4. 1	平成 5.10. 1	18
		(基金加入期間	平成 4. 4. 1	平成 5.10. 1	)
2	国年	第１号被保険者	平成 5.10. 1	平成 7. 4. 1	18
イ		(空いている期間があります。			)
3	厚年	東京株式会社	平成 7.10. 1	平成16. 4. 1	102
4	国年	第３号被保険者	平成16. 4. 1		156
ウ					

a　b

⑦国民年金（a）										⑧船員保険（o）	
納付済月数	全額免除月数	半額免除月数	4分の3免除月数	4分の1免除月数	学特等月数（うち猶予）	第3号月数	納付済等月数 計	付加保険料納付済月数（再掲）	未納月数（※）	加入月数	加入期間
14	0	0	0	0	0 (0)	156	170	(0)	1	0	0

⑨厚生年金保険（b）								⑩年金加入期間合計（未納月数を除く）	⑪合算対象期間等（うち特定期間）	⑫受給資格期間
一般厚生年金(厚年)		公務員厚生年金(公共)		私学共済厚生年金(私学)		厚生年金保険 計				
加入月数（基金）	加入期間（基金）	加入月数（経過的職域）	加入期間（経過的職域）	加入月数（経過的職域）	加入期間（経過的職域）	加入月数（基金）（経過的職域）	加入期間（基金）（経過的職域）	（a+b+c）	（d）	（a+b+c+d）
120 (18)	120 (18)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	120 (18) (0)	120 (18) (0)	290	3 (0)	293

c　d

※納付期限内に保険料を納めた場合であっても（口座振替も同様）、情報が反映されるまで最大３ことがあるため、「未納月数」に含まれている場合があります。

C－2

2016**********Z

a 「⑦国民年金」欄

◆国民年金の加入期間の月数を表示しています。

◆「納付済月数」欄
- 定額の国民年金保険料を納めている月数を表示しています。
- この「ねんきん定期便」の作成年月日以降の前納期間の月数を含めて表示しています。

◆「半額免除月数」、「３／４免除月数」および「１／４免除月数」欄
- 国民年金保険料の一部免除（半額免除、３／４免除および１／４免除）を受けている期間は、免除後の残余の保険料を納めている場合に限り、その納付済月数を表示しています。

◆「学特等月数（うち猶予）」欄
- 学生納付特例制度または納付猶予制度の適用を受けている期間の月数を表示しています。
- これらの期間のうち国民年金保険料を追納しなかった期間については、受給資格期間には算入されますが、年金額には反映されません。

◆「未納月数（※）」欄
- 国民年金の第１号被保険者期間のうち国民年金保険料を納めていない月数を表示しています。
- この「ねんきん定期便」の作成時点で納付状況が未確定の月を含めて表示しています。
- この欄には、第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更の届出が遅れて、国民年金保険料の納付期限の2年を経過したことにより、未納となっている期間が含まれている場合があります。この期間は、届出により「受給資格期間」に算入できることとなりました。
  お心当たりがある方は、お近くの年金事務所にお問い合わせください。
- 国民年金に任意加入している期間のうち国民年金保険料を納めていない期間（任意加入未納期間）の月数は「⑪合算対象期間等（うち特定期間）」欄に表示しています。
- 納付期限内に保険料を納めた場合であっても（口座振替も同様）、金融機関等から納付に関する情報が提供され、年金加入記録を管理する国のシステム（社会保険オンラインシステム）に登録されるまでに一定の期間を必要とするため、この「ねんきん定期便」の作成年月日時点では「未納月数」に計上されている場合があります。

b 「⑧船員保険」欄、 c 「⑨厚生年金保険」欄

◆船員保険および厚生年金保険の加入期間の月数を表示しています。

加入月数と加入期間
- 「加入月数」は、実際の加入月数の合計を表示しています。
- 「加入期間」は、「⑧船員保険」欄では船員、「⑨厚生年金保険」欄では坑内員として加入した期間の月数を、昭和６１年３月までは４／３倍し、昭和６１年４月から平成３年３月までは６／５倍して表示しています。
  ※船員または坑内員として加入した期間がない方は、「加入月数」と「加入期間」が同じ月数になります。

◆「⑨厚生年金保険」欄の中段には、厚生年金基金の加入期間の月数をカッコ書きで再掲しています。
また、下段には、国家公務員、地方公務員および私立学校教職員の各共済組合制度に基づく退職共済年金（経過的職域加算額）の支給対象となる期間の月数をカッコ書きで再掲しています。

d 「⑪合算対象期間等（うち特定期間）」欄

◆「合算対象期間」および「特定期間」の合計月数を表示しています。年金額には反映されませんが、受給資格期間に算入されます。

◆「合算対象期間」となる期間は複数ありますが、この「ねんきん定期便」では、国民年金に任意加入している期間のうち保険料を納めていない期間（任意加入未納期間）の月数を表示しています。

◆「特定期間」は、ご提出いただいた「時効消滅不整合期間に係る特定期間該当届」により、受給資格期間に算入される期間の月数を表示しています。
※「時効消滅不整合期間に係る特定期間該当届」については、２ページをご覧ください。

「これまでの厚生年金保険における標準報酬月額などの月別状況」の見方

ⓐ 「年度」欄

◆上段は年度を表示しています。
４月から翌年３月までを1年度としています。

◆下段は加入制度をカッコ書きで表示しています。

（厚年）：厚生年金保険
（船保）：船員保険
（公共）：公務員共済制度（国家公務員共済組合または地方公務員共済組合）
（私学）：私立学校教職員共済制度

ⓑ 「標準報酬月額と保険料納付額の月別状況」欄

◆「年度」欄の下段が「（厚年）」または「（船保）」の場合

- 育児休業期間で、事業主からの届出により保険料が免除されている月は、保険料納付額を「０」と表示しています。
- 産前産後休業期間で、事業主からの届出により保険料が免除されている月は、保険料納付額を「０」と表示しています。
- ３歳未満の子の養育期間で、従前標準報酬月額のみなし措置（養育特例）を受けている月は、標準報酬月額は「みなし標準報酬月額」を表示し、保険料納付額はみなし措置前の標準報酬月額（実際の標準報酬月額）を基に計算して表示しています。
- 厚生年金基金の加入期間は、免除保険料（事業主が厚生年金基金に納める保険料）を除いた保険料納付額を表示しています。
- 旧三公社（ＪＲ、ＪＴ、ＮＴＴ）共済組合の加入期間のうち、標準報酬制度の導入前（昭和６１年３月以前）の期間は、当時の報酬を基に「みなし標準報酬月額」を算出し、各月とも同額で表示しています。
- 旧三公社共済組合の加入期間は、厚生年金保険への統合前（平成９年３月以前）の保険料納付額を「ー」と表示しています。
- 旧農林共済組合の加入期間は、厚生年金保険への統合前（平成１４年３月以前）の保険料納付額を「ー」と表示しています。

◆「年度」欄の下段が「（公共）」の場合

- 昭和６１年３月以前の期間は、各月とも同額の「みなし標準報酬月額」を表示しています。
- 国家公務員共済組合の加入期間は、昭和６１年３月以前の保険料納付額を「ー」と表示しています。
- 国家公務員共済組合の加入期間へ通算された旧三公社共済組合の加入期間の保険料納付額は「ー」と表示しています。
- 地方公務員共済組合の加入期間は、平成元年１１月以前の保険料納付額を「ー」と表示しています。
- 育児休業期間および産前産後休業期間の保険料納付額は、「納付したとみなされた額」を表示しています。
- ３歳未満の子の養育期間で、従前標準報酬月額のみなし措置（養育特例）を受けている月の標準報酬月額は、「みなし標準報酬月額」を表示しています※。
※被用者年金制度の一元化により、地方公務員共済組合の組合員に適用される制度です。
- 国家公務員共済組合の加入期間で、養育特例を受けている月の保険料納付額は、みなし措置前の標準報酬月額（実際の標準報酬月額）を基に計算して表示しています。
- 地方公務員共済組合の加入期間で、養育特例を受けている月の保険料納付額は、みなし措置前の標準報酬月額（みなし標準報酬月額および掛金率）を基に計算して表示しています。

◆「年度」欄の下段が「（私学）」の場合

- 育児休業期間で、事業主および加入者からの届出により保険料が免除されている月は、保険料納付額を「０」と表示しています。
- 産前産後休業期間で、事業主および加入者からの届出により保険料が免除されている月は、保険料納付額を「０」と表示しています。
- ３歳未満の子の養育期間で、従前標準報酬月額のみなし措置（養育特例）を受けている月は、標準報酬月額は「みなし標準報酬月額」を表示し、保険料納付額はみなし措置前の標準報酬月額（実際の標準報酬月額）を基に計算して表示しています。

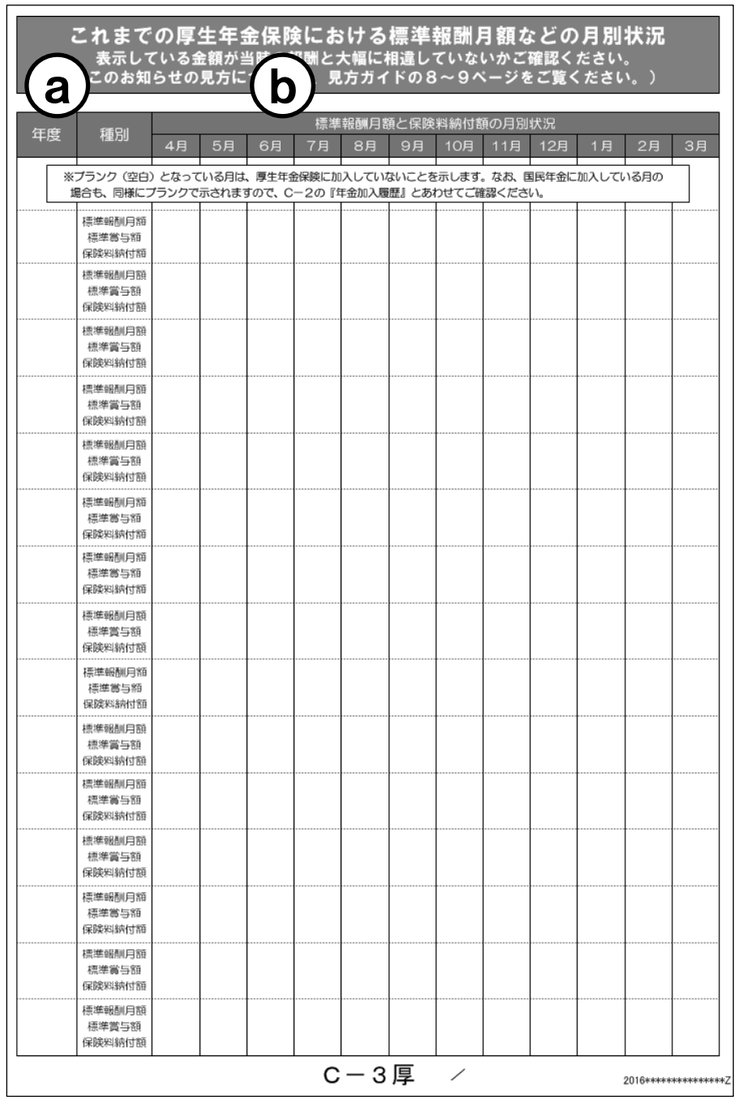

これまでの厚生年金保険における標準報酬月額などの月別状況
表示している金額が当時の報酬と大幅に相違していないかご確認ください。
（このお知らせの見方に… 見方ガイドの８～９ページをご覧ください。）

ⓐ ⓑ

年度	種別	標準報酬月額と保険料納付額の月別状況											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
※ブランク（空白）となっている月は、厚生年金保険に加入していないことを示します。なお、国民年金に加入している月の場合も、同様にブランクで示されますので、C－2の『年金加入履歴』とあわせてご確認ください。													
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												
	標準報酬月額 標準賞与額 保険料納付額												

C－3厚 ／ 2016**********Z

厚生年金保険の標準報酬月額と標準賞与額について

標準報酬月額と標準賞与額は、各実施機関が管理している年金記録であり、お客様が厚生年金保険または船員保険に加入していた期間に、お勤め先の会社などの事業主からの届出に基づき決定されたものです。

以下、民間の会社にお勤めされている場合を例に、標準報酬月額と標準賞与額について説明します。

１．標準報酬月額

- 標準報酬月額とは、毎月の報酬から納める保険料の額や、受け取る年金額を決定する時に、その計算の基にするための金額です。給与などの平均を区切りのよい一定の幅で区分した金額に当てはめたものです。
- 標準報酬月額には上限と下限があり、現在の標準報酬月額の区分では、厚生年金保険の上限（最高額）は６２万円、下限（最低額）は8万８千円です。上限を超えるまたは下限を下回る報酬が支払われていた場合は、上限または下限で決定しています。
※標準報酬月額や保険料率の変遷については、日本年金機構のホームページをご覧ください。
- 年金額を計算する際の基になる標準報酬月額は、当時の標準報酬月額に再評価率を乗じた額となります。

（１）標準報酬月額を決定する時期

- 標準報酬月額は、まず、入社した時に決定し、以降は一定の時期の報酬を基に、毎年改定します。

＜定期的に決定する時期＞

平成14年度まで	５月から７月までの報酬の平均を標準報酬月額として決定し、同年１０月から適用します。
平成15年度から	４月から６月までの報酬の平均を標準報酬月額として決定し、同年９月から適用します。

- このほか、標準報酬月額は、実際の報酬に大幅な変動があった場合にも改定されます。
詳しくは、日本年金機構のホームページ「ねんきん定期便に関するQ&A」をご覧ください。

（２）標準報酬月額の決定の基となる報酬

- 標準報酬月額の決定の基となる報酬とは、給与、賃金、各種手当などの名称を問わず、被保険者が労務の対価として事業主から支払われるすべてのものをいい、所得税や住民税などを控除する前のものとなります。
- 報酬には、金銭に限らず、食事や住宅、通勤定期券などの現物として支払われるものも当時の時価に換算して含めますが、交際費や慶弔費、出張旅費などの随時に支払われるものは含めません。

２．標準賞与額

- 標準賞与額とは、賞与から納める保険料の額や受け取る年金額を決定する時に、その計算の基とするための金額であり、実際に支払われた賞与の額の千円未満の端数を切り捨てた額となります。
- 標準賞与額の上限（最高額）は１回１５０万円となっており、実際の賞与の額が上限を超えて支払われていたとしても、標準賞与額は１５０万円で決定しています。
- 平成１５年４月から、賞与からも毎月の報酬から納める保険料と同率で計算した保険料を納めていただき、年金額の計算の基とすることになっています。
※平成７年４月から平成１５年３月までの間は、賞与から「特別保険料」を納めることになっていましたが、これは年金財政に考慮し、負担の公平性の観点からとられた措置です。したがって、年金額の計算の基とはならない（標準賞与額とはならない）ため、「標準報酬月額と保険料納付額の月別状況」には表示していません。

３．保険料の計算と納付

- 厚生年金保険料は、各被保険者の標準報酬月額および標準賞与額に、その当時の保険料率を乗じて計算し、事業主と被保険者で折半して納めることになっています。被保険者負担額は、一般的には事業主が報酬または賞与から控除し、事業主がまとめて納めます。
※折半する際の１円未満の端数の取扱いは、お勤め先の会社などによって異なるため、この「ねんきん定期便」では、５０銭以下の端数は切り捨て、５０銭を超える端数は切り上げて計算しています。

「これまでの国民年金保険料の納付状況」の見方

ⓐ 「納付済月数等の内訳」欄

◆年度別に次の月数を表示しています。

◆**「①納付」欄**
- 国民年金保険料を納めている月数または第３号被保険者として登録されている期間の月数です。

◆**「②免除」欄**
- 国民年金保険料の全額免除を受けている月数および一部免除（半額免除、３／４免除および１／４免除）を受けている月で、免除後の残余の保険料を納めている月数です。

◆**「③学生納付特例等」欄**
- 学生納付特例制度または納付猶予制度の適用を受けている期間の月数です。
- これらの期間のうち国民年金保険料を追納しなかった期間については、老齢年金の受給資格期間には算入されますが、年金額には反映されません。

◆**「④計」欄**
- ①～③の合計月数です。

ⓑ 「⑤未納」欄

◆国民年金保険料を納めていない月数です。

◆この「ねんきん定期便」の作成時点で納付状況が未確定の月を含みます。

◆この「未納」には、第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更の届出が遅れて、国民年金保険料の納付期限の2年を経過したことにより、未納となっている期間が含まれている場合があります。この期間は、届出により「受給資格期間」に算入できることとなりました。
お心当たりがある方は、お近くの年金事務所にお問い合わせください。

◆一部免除（半額免除、３／４免除および１／４免除）を受けている月であるが免除後の残余の保険料を納めていない月数を含みます。

◆国民年金に任意加入している期間のうち保険料を納めていない期間（任意加入未納期間）の月数は、「⑥合算対象期間等」欄に表示しています。

ⓒ 「⑥合算対象期間等」欄

◆「合算対象期間」および「特定期間」の合計月数を表示しています。年金額には反映されませんが、受給資格期間に算入されます。

◆「合算対象期間」となる期間は複数ありますが、この「ねんきん定期便」では、国民年金に任意加入している期間のうち保険料を納めていない期間（任意加入未納期間）の月数を表示しています。

◆「特定期間」は、ご提出いただいた「時効消滅不整合期間に係る特定期間該当届」（２ページ参照）により、受給資格期間に算入される期間の月数を表示しています。

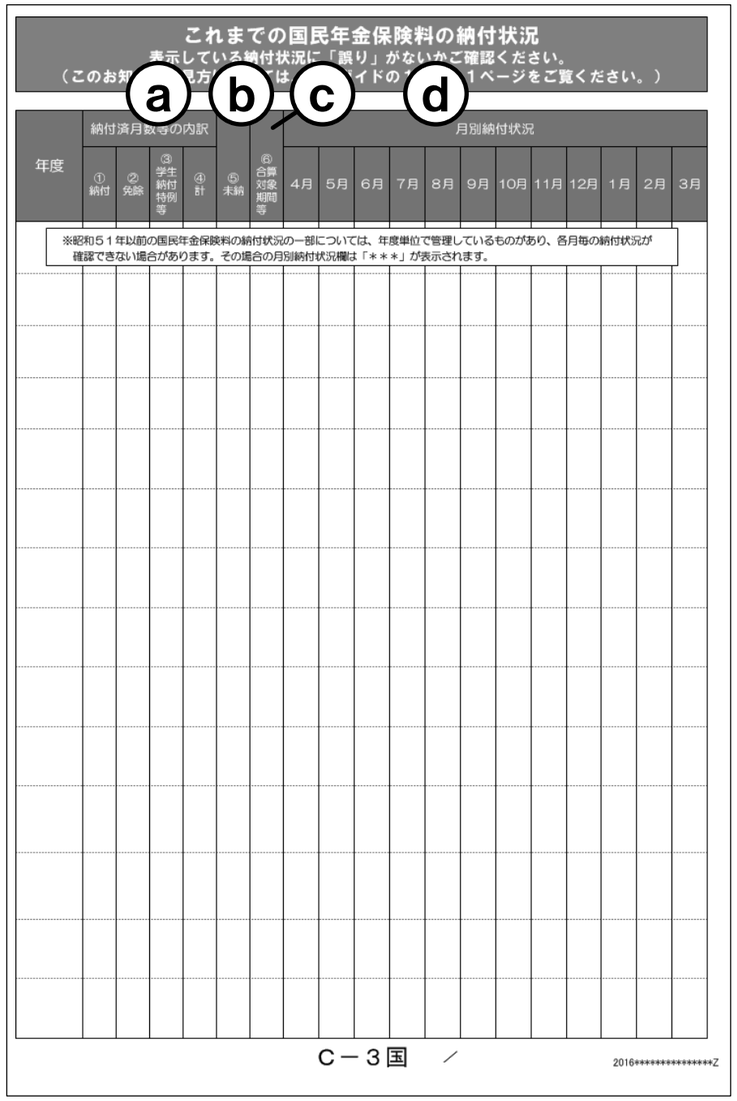

ⓓ 「月別納付状況」欄

表示	説明
納付済	国民年金保険料を納めている月の表示です。 （国民年金保険料が免除や猶予された後に追納した場合も含みます。）
未納	国民年金保険料を納めていない月の表示です。 （または「ねんきん定期便」の作成時点で納付が確認できない月です。）
確認中	「ねんきん定期便」の作成時点で納付状況が未確定の月の表示です。 （表示している最終年度の最終月のみ表示されます。）
／	国民年金に加入していない月の表示です。 厚生年金保険（各共済組合制度を含みます。）に加入している月も同様です。
３号	国民年金の第３号被保険者として登録されている月の表示です。
全免	国民年金保険料の納付が全額免除されている月の表示です。
半免	国民年金保険料の納付が半額免除されていて、免除後の残りの保険料を納めている月の表示です。
半未	国民年金保険料の納付が半額免除されていて、免除後の残りの保険料を納めていない月の表示です。（未納期間です。）
３／４免	国民年金保険料の納付が３／４免除されていて、残りの１／４の保険料を納めている月の表示です。
３／４未	国民年金保険料の納付が３／４免除されていて、残りの１／４の保険料を納めていない月の表示です。（未納期間です。）
１／４免	国民年金保険料の納付が１／４免除されていて、残りの３／４の保険料を納めている月の表示です。
１／４未	国民年金保険料の納付が１／４免除されていて、残りの３／４の保険料を納めていない月の表示です。（未納期間です。）
学特	学生納付特例制度の適用を受けている月の表示です。
猶予	納付猶予制度の適用を受けている月の表示です。
付加	付加保険料を納めている月の表示です。
合算	国民年金の任意加入期間のうち保険料を納めていない月の表示です。
特定	ご提出いただいた「時効消滅不整合期間に係る特定期間該当届」により、 「特定期間」として、受給資格期間に算入される月の表示です。

※納付期限内に国民年金保険料を納めた場合であっても（口座振替も同様）、情報が反映されるまでに最大3週間程度かかることがあります。